

修学支援事業（「食」に対する支援）について （第2回）

1. 【事業の趣旨】

様々な要因（新型コロナウイルス感染症拡大の影響、生計維持者の死亡や失職または病気等により就労が困難となった等）に起因する学生生活や修学環境の変化により、経済的に困窮している学生に対して、「食」の支援を行う事業です。

令和3年5月に第1回を実施した際には、申請者のほとんどが三重県内居住者であったが、本学の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」が改訂（令和3年6月7日）されたことを受け、県外からの登校者数が増加することが考えられるため、後期期間中の「食」の支援として、第2回を実施します。

2. 【対象】

三重大学における正規学生（外国人留学生含む）のうち、令和3年度の**修学支援制度**、**従来の免除制度**、**経過措置制度**又は**家計急変世帯への緊急支援措置制度**のうち、いずれかの制度による授業料免除へ申請した学生（修学支援制度については令和2年度に既に採用されている学生も申請した学生として含みます）で支援を希望する者。

※令和3年5月実施の第1回で採択された学生も申請可能です。

[4つの授業料免除制度の詳細についてはこちらをクリック](#)

3. 【支援内容】

三重大学生協が提供するお弁当（テイクアウトのみ）食事券

- 支援額：1人当たり1万円の食事券（500円×20枚）
- 使用可能期間：9月末（食事券受取り後）～令和4年1月31日

4. 【申請期間・方法】

- 「期間」
令和3年8月10日（火）～9月7日（火）
- 「方法」
Moodleよりアンケート形式で申請受付を行います。
希望する者は以下のURL（Moodle内ページにリンク）より申請要件を確認の上、期限までに申請してください。
<https://moodle.mie-u.ac.jp/moodle35/course/view.php?id=11728>
申請画面中で「経済的に困窮している事由」を記述する箇所があります。必ず詳細に記述するようにしてください。

6. 【食事券の配布方法】

申請締切後に選考後、結果通知と合わせて食事券及びお弁当の受取場所の案内などの注意事項を郵送にて送ります。郵送先はMoodleでの申請時に入力した住所とします。